

○自転車を活用等に関して規定している条例の特徴的な規定

都道府県名	条例の名称	目的または基本理念	基本方針等
富山県	富山県自転車活用推進条例	(第3条) ・自転車による交通の役割の拡大を図る ・日常生活における自転車の利用を推進する ・県民の健康の増進を図る ・観光地の魅力の磨き上げ、地域の活性化を図る	(第7条～9条) ・自転車の活用の推進に関する基本計画の策定 ・基本計画に基づく施策の実施状況の公表 ・基本計画に基づく施策を推進するための体制の整備 (第10条) ・自転車通行空間の整備 (第11条) ・自転車を活用した健康の増進 (第12条) ・自転車を活用した観光地域づくり等
福岡県	福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例	(第3条) ・自転車の活用の推進は環境への負荷の低減、県民の健康の増進及び交通の混雑の緩和による効果を及ぼす等公共の利益の増進に資するものであるという認識の下に行われなければならない	(第24条) ・自転車を快適に利用できるまちづくり (第25条) ・自転車を活用したスポーツ及び健康づくりの推進 (第26条) ・自転車を活用した観光振興及び地域の活性化
北海道	北海道自転車条例	(第3条) ・環境への負荷の低減及び災害時における交通機能の維持に資するものでなければならない ・健康の増進に資するものでなければならない ・自転車利用者及び歩行者の安全の確保並びにサイクルツーリズムの振興に資するよう行われなければならない	(第14条) ・サイクルツーリズムの推進
滋賀県	滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例	(第1条) ・環境への負荷の低減等の環境の保全に資し、または新たな旅行分野の開拓等の観光の振興に資すると認められる等の自転車の特性を最大限に活用	(第19条) ・自転車を利用した観光の推進等